

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 子育てひろばほわほわ 松戸市東松戸 1-2-8 湯浅フラワーハイツ 203
工事等の名称	松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託(ほっとるーむ八柱)
工事等の場所	松戸市日暮 1-1-1 八柱駅第2ビル4階A号室
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	32,359,000 円
工事等の概要	松戸市地域子ども・子育て支援事業業務運営
随意契約の理由	見積業者の「特定非営利活動法人 子育てひろばほわほわ」は、公募型プロポーザルにより選定された法人である。同法人は、本市の子育て支援事業を受託する実績を有し、運営に関してノウハウがあり、配置できる人員についても、経験豊富な人材を有している点が評価されている。 また、「ほっとるーむ東松戸」の運営を受託し、医ケア児の受け入れを率先して行うほか、「ほっとるーむ八柱」は市内初のコワーキングスペース付きの一時預かり施設で、市と協力して事業を実施できる、実績のある法人である。 また、当事業は利用者との信頼関係を築き、安心できる場を提供すること、また関係機関と連携しながら地域の親子を継続的に見守ること、問題を抱える親子を早期に発見し、支援していくことを目的としているため、年度毎に支援者が変わることは、信頼関係を揺るがしかねない。 よって、本事業は、当該事業者以外に運営できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。